

令和4年度 第2回

議員説明会会議録

令和5年3月9日

小山広域保健衛生組合議会

令和4年度 第2回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和5年3月9日（木）

午後1時30分～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業
建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結について
- (2) 第2期エネルギー回収推進施設建設事業に伴う組合債の借入及び
償還について
- (3) 小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について
- (4) ごみ減量化施策について
- (5) 小山聖苑指定管理者制度について
- (6) 下野市石橋地区燃やすごみの処理変更について
- (7) 生活排水処理基本計画の改定及び小山広域クリーンセンター施設
整備運営最適化計画の方針(案)について
- (8) 第1期エネルギー回収推進施設整備・運営事業（70t焼却施設）の
委託料改定について
- (9) 生ごみ等リサイクル施設整備・運営事業（南部清掃センター）の
委託料改定について
- (10) マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（リサイクルセンター）の
委託料改定について

4 閉 会

◎開 会（午後1時30分）

○鹿久保礼子総務課長 皆様, こんにちは。

本年1月31日付けで辞職された大木英憲議員に代わり、2月16日付けで小山市議会にて新たに森田晃吉議員が選出されておりますので、議員説明会の開会に先立ち、自己紹介をお願いしたいと存じます。

では、森田晃吉議員、そのまま自席にてお願いいたします。

○10番（森田晃吉議員） 皆さん改めまして、こんにちは。

この度、大木英憲議員の後任ということで、小山市議会から選出をいただきました森田晃吉と申します。初めてのこの定例会ということなのですが、最後の定例会であるということで、この席に加わらせていただきましたことを感謝しております。

どうか皆様、よろしくお願いいたします。

午後1時32分 開 会

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和4年度第2回小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、大出ハマ議員より欠席する旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

では、開会にあたりまして、関議長から、ご挨拶をいただきます。

◎議長挨拶

○関 良平議長 はい。皆様、改めましてこんにちは。

議員説明会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本日は執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結について」「第2期エネルギー回収推進施設建設事業に伴う組合債の借入及び償還について」「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」「ごみ減量化施策について」「小山聖苑指定管理者制度について」「下野市石橋地区燃やすごみの処理変更について」「生活排水処理基本計画の改定及び小山広域クリーンセンター施設整備運営最適化計画の方針（案）について」「各施設の委託料改定について」の計10件でございます。

この後、執行部から説明がございしますが、議員の皆様からご意見、ご質問等を頂きながら、会議を進めて参りたいと思います。

最後になりますが、会議の進行にあたりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、開会にあたりましての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 改めまして、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議員説明会におきましては、先ほど議長からお話がありました通り、計10件についてご説明申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎報告事項

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、報告事項に入りますが、関議長の進行によりお願いしたいと思います。

議長、よろしく願いいたします。

(1) 小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業
建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結について

○関 良平議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第書3、報告事項(1)「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結について」事務局から説明をお願いいたします。

細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。報告につきましては着座にて失礼いたします。

それでは、「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結について」ご説明申し上げます。

第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業につきましては、基本構想及び基本設計の策定、事業者選定に至るまで長い期間が経過しておりますので、まず、これまでの経緯の概略を説明させていただいてから、本日の契約に関する説明に入らせていただきます。

本日お配りしております、資料1、追加資料をご覧ください。

本事業は、第1期70t焼却施設建設時に策定した平成23年度「エネルギー回収推進施設等整備基本構想」に基づき、令和2年度に「第2期エネルギー回収推進施設基本設計」を策定いたしました。

基本設計におきましては、懸案であった下野市石橋地区の燃やすごみを本施設の処理対象とすること、また、近年頻発する災害に対応するため、国の通知等に基づき災害廃棄物処理量を見込むことによる施設規模の設定や、国の循環型社会形成推進交付金対象事業として実施するため、高効率廃棄物発電を実施することなどを決定いたしました。

令和3年度からは、この基本設計に基づき、学識経験者等を交えた、「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業者選定委員会」を設置し、事業方式を第1期事業と同様に公設民営方式に

すること、総合評価一般競争入札にて実施すること、等を決定してまいりました。

この選定委員会におきましては、事業の要となる「要求水準書」の審査や事業規模・処理方式・事業費等について、廃棄物部門、環境部門、建築部門、法律部門等の各学識者のご意見をいただきながら、作業を進めてまいりました。

ここでまとめた「要求水準書」をもとに、令和4年4月に入札公告を行い、事業者選定を進めた結果、去る令和4年12月に事業者が決定され、事業契約について、議会に上程できる運びとなりましたので、本日その内容を説明させていただくものです。

それでは、議員説明会資料の1ページ、資料1をご覧ください。

令和4年4月4日に入札公告した小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業に係る民間事業者を公平かつ公正に選定するために設置した、「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業者選定委員会」において、落札者決定基準に基づき応募者から提出された事業提案書等を審査し、令和4年12月13日に最優秀提案者を選定いたしました。

事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、令和4年12月19日に荏原環境プラント株式会社営業第一部を代表企業とする荏原環境プラントグループを落札者に決定いたしました。

「1. 建設工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

建設工事に関しましては、請負代金額が229億4,600万円、工期は令和9年3月31日までの4年間でございます。契約の相手方は、荏原・佐藤・板橋・斉藤・小林特定建設工事共同企業体でございます。

建設工事請負契約の締結につきましては、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決が必要であることから、今回の議会に上程させていただきます。

続きまして、「2. 運營業務委託契約の締結について」ご説明申し上げます。

委託料は175億8,900万円、2ページに移りまして、業務期間は、(5)のAのごみ計量棟、新設直接搬入ヤード、古紙・古布貯留棟の運営が令和7年4月1日から令和29年3月31日までの22年間でございます。Iの第2期エネルギー回収推進施設全体の運營業務期間は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までの20年間でございます。契約の相手方は、株式会社おやま2期Eサービスで、施設運営のために設立する特別目的会社となります。

なお、運營業務委託契約の締結につきましては、先ほど申し上げました建設工事請負契約の締結をもって成立することを条件としております。

最後に「3. 事業概要」、「4. 最優秀提案者の選定・落札者決定について」は記載のとおりとなっております。3ページには施設全体配置図を、4ページには施設全体の鳥瞰図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

10番、森田晃吉議員。

○10番（森田晃吉議員） 一点だけお聞きしたいのですが、この説明資料2ページの「3. 事業概要について」の処理能力というところで、1日180t、年間処理量約4万tとなっていますが、令和2年度第2期のこの基本設計という中で、いわゆる災害廃棄物処理量を見込むということになっていると思います。私が想像するに、例えば水害などで出たごみは、燃えるごみだけではなく、混廃のような状態になっていると思いますが、その辺りの見込みとかは、どのように盛り込まれてきたのか伺いたい。

○関 良平議長 答弁、細島事務局長。

○細島譲事務局長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

災害廃棄物量の量の設定ですが、令和元年度東日本台風のときに発生した災害廃棄物量を参考に算出しまして、施設全体処理量の13%プラスで施設規模が設定されております。

○関 良平議長 10番、森田晃吉議員。

○10番（森田晃吉議員） そうすると何千tとなるのか。4,500t～5,000t、5,200tくらいになるのか。

○関 良平議長 細島事務局長。

○細島譲事務局長 施設能力設定時の焼却ごみの総量が、5万9,475.96tの13%となり、7,731tを四捨五入し7,732t程度を見込んでおります。

○関 良平議長 10番、森田晃吉議員。

○10番（森田晃吉議員） ありがとうございます。これでおおよそカバー出来るという計算で大丈夫なのですね。

○関 良平議長 それでは、他にございませんか。

12番、荒川美代子議員。

○12番（荒川美代子議員） 落札をされました荏原環境プラント株式会社ですが、もし何か実績等の情報があれば、お聞かせください。

○関 良平議長 答弁、細島事務局長。

○細島譲事務局長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この荏原環境プラントグループにつきましては、第1期70t焼却施設の建設事業も請け負っております。その他全国では、過去10年間で14件の焼却施設の新設という実績を持った企業でございます。

○12番（荒川美代子議員） ありがとうございます。

○関 良平議長 他にございませんか。

6番、小谷野晴夫議員。

○6番（小谷野晴夫議員） 今回の入札参加グループは何社あったのか。

○関 良平議長 細島事務局長。

○細島譲事務局長 結果としては、1社1グループという結果になりました。

○6番（小谷野晴夫議員） 分かりました。

○関 良平議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(2) 第2期エネルギー回収推進施設建設事業に伴う組合債の借入及び償還について

○関 良平議長 それではないようですので、次に進みたいと思います。

(2)の「第2期エネルギー回収推進施設建設事業に伴う組合債の借入及び償還について」、事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 「第2期エネルギー回収推進施設建設工事業に伴う組合債の借入及び償還について」ご説明申し上げます。

5ページの資料2をご覧ください。

まず、借入についてですが、

令和5年度に3億7,500万円、

令和6年度に23億1,300万円、

令和7年度に53億7,100万円、

令和8年度に72億9,200万円、

合計で153億5,100万円の借入を見込んでおります。

次に償還金ですが、令和4年度が6億1,900万円、令和5年度が7億8,400万円と予定され、その後の令和6年度から令和9年度までは7億、8億円前後を、令和10年度から令和12年度にかけて最高額の19億8,600万円へ推移します。

6ページの年度末起債残高をご覧ください。

令和4年度の起債残高は61億400万円で、令和5年度末に57億1,400万円まで下がりますが、令和8年度に最高額の186億5,900万円へ推移します。

第2期エネルギー回収推進施設建設事業では、多額の組合債を借入する必要があることから、焼却施設を建設した自治体等を調査し、複数の金融機関からの借入をする等、借入方法を検討していきます。

なお、第2期エネルギー回収推進施設建設事業終了後には、160t焼却施設解体・ストックヤード建設事業を予定しております。

今後、多額の起債を予定していることから、現時点での状況につきまして報告するものでございます。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(3) 小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について

○関 良平議長 それではないようですので、次に(3)の「小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について」事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 「小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について」ご説明申し上げます。
7ページの資料3をご覧ください。

令和4年度第1回議員説明会にて報告させていただきましたが、昨年6月22日付けで下野市長から「燃やすごみの処理及び小山聖苑の使用について、下野市石橋地区を追加する旨の共同参加の申入書」が提出され、また、8月22日付けで、小山市長並びに8月17日付けで野木町長から「結核検診の共同処理事務不参加の申入書」が提出されました。

当組合では、当該申入書を受理するとともに、当組合同規約の一部を変更する必要性が生じたため、昨年10月に構成2市2町に規約変更に関する議案の上程を依頼しました。

その結果、2のとおり各市町の議会において議決いただいた後、地方自治法第286条の規定に基づき、構成市町と協議した上で、3のとおり栃木県知事に申請し、許可を受けたところです。

8ページに規約の新旧対照表、9ページに栃木県より許可された写しを添付しておりますので、併せてご参照願います。

なお、改正規約は、本年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(4) ごみ減量化施策について

○関 良平議長 それではないようですので、次に(4)「ごみの減量化施策について」事務局から説明をお願いいたします。

細島事務局長。

○細島讓事務局長 「ごみ減量化施策について」ご説明申し上げます。

10ページの資料4をご覧ください。

「1 ごみ減量化の取り組み状況について」報告いたします。「(1) ごみ指定袋制度について」「ア 住民アンケートの結果について」ですが、昨年11月から12月にかけて実施した住民アンケートの結果でございます。合計5,000世帯に発送し、回答率は43%、2,149世帯から回答いただきました。

代表的な設問として、指定袋制度導入を契機として、ごみ減量化に取り組む姿勢が変化するかどうかを問う設問がございました。円グラフのとおり、50%が「変わらないと思う」と消極的な回答だったのに対し、43%は「積極的に取り組むと思う」と回答いただき、制度の有効性にご理解をい

ただいている方が一定程度いることがわかりました。

また、その他の設問に対する回答では、経済負担の軽減を求めるご意見が最も多く、他にも記載のものをはじめ多くのご意見をいただきました。結果の詳細につきましては、13ページからの別紙1にまとめてございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

今後、いただいた貴重なご意見を可能な限り制度に反映するとともに、ご理解・ご協力いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

11ページをご覧ください。

「イ ごみ指定袋制度の検討状況」でございますが、市町と協力しながら、先進自治体を参考に制度の素案を検討してまいりました。素案の検討にあたっては、以下の目的や方針を踏まえて実施しています。

「目的」は、「指定袋導入を契機とした分別の徹底による燃やすごみの減量化」でございます。これを踏まえて、「住民や事業者への経済負担をできる限り少なくすること」、「家庭系・事業系の制度を共通化すること」の2つを基本的な「方針」に据え、現在の検討状況をまとめたものが25ページの別紙2でございます。

25ページですが、こちら表面が指定袋の仕様の素案と考え方でございます。裏面に指定袋のデザイン、製造・流通方法、直接搬入時の除外品目について記載してございます。詳細につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

11ページの資料5にお戻りください。2月6日(月)に廃棄物減量化対策推進検討会を開催し、制度の素案に対するご意見を伺いました。現在、アンケートや検討会のご意見をもとに制度の見直しを行っております。

次に、「ウ 今後のスケジュールについて」ですが、これまで事業系と家庭系に分けてお示ししておりましたが、今後は共通のスケジュールとし、令和6年度以降の導入を目指してまいります。

最後に「(2) ごみ指定袋制度以外の減量化施策について」ですが、残り8施策についても継続実施しております。一部を抜粋して12ページに記載してございますので、こちらも後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

9番、小林英恵議員。

○9番(小林英恵議員) アンケート結果で経済負担の軽減を求めるご意見が最も多かったということでもあります。方針としましても、住民や事業者の経済負担をできる限り少なくするとありますが、市場価格などを調べているのか。主婦の方は、1円でも安いところを探して袋を買っているというのが現状だと思います。物価高騰もありますし、そのような調査もしているのかお伺いします。

○関 良平議長 答弁、細島事務局長。

○細島譲事務局長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

指定袋についてですが、市場価格の調査はしております。その中で、現在検討している袋の製造

方法ですけれども、製造業者認定制度という制度を今現在検討しております。こちらは、市町が、組合が袋の仕様を業者に示しまして、その認定業者がある程度自由度を持った形で袋を製造する。そうすることによりまして市場原理に則り、ニーズが高いもの、より安いもの、あるいは薄いもの、あるいは人によっては丈夫なもの、こういったものを欲するわけですが、その市場原理に基づいて袋を製造できるという方式を検討しております。ですので、今現在、袋がいくらになるということは明確には申し上げられませんけれども、同様な先進事例調査に行っていました。これは、具体的に千葉県流山市になりますが、45ℓの袋10枚入りで120円程度という価格が出ております。このくらいの金額が参考になるかと思えます。以上でございます。

○関 良平議長 9番、小林英恵議員。

○9番（小林英恵議員） 私事になりますが、私は、45ℓの50枚入りで300円前後の袋を今買っております。10枚120円だと、50枚で600円ということになり、高額だと感じてしまいますので、できるだけニーズに合わせて安く導入できるように努力していただきたいと思えます。以上です。

○関 良平議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

（５）小山聖苑指定管理者制度について

○関 良平議長 それではないので、次に（５）「小山聖苑指定管理者制度について」事務局から説明をお願いいたします。

水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 「小山聖苑指定管理者制度について」ご説明申し上げます。

27ページの資料5をご覧ください。

小山聖苑のさらなる業務の効率化を図るため、現委託期間が満了する令和6年4月から指定管理者を導入する準備を現在進めております。指定管理者を募集するにあたり、債務負担行為の設定及び条例等の一部改正が必要となったことから、その内容をご報告いたします。

はじめに債務負担行為ですが、名称は小山聖苑指定管理者制度に伴う管理経費、期間は令和5年度から令和10年度。なお令和5年度は指定管理者選定等の準備にとどまるため、支出はございません。限度額は5億9,740万円です。年度ごとの予定額は、令和5年度0円、令和6年度1億2,014万5千円、令和7年度1億2,623万5千円、令和8年度1億1,490万円、令和9年度1億2,311万円、令和10年度1億1,301万円となります。

次に、小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正は、現条例に指定管理者に関する事項として、管理、業務、募集、申請、選定、指定、協定の締結、事業報告書の提出、指定の取消などを追加いたしました。この条例の一部改正は、この後の議会定例会において議案第6号として提出させていただきます。なにとぞ、ご承認賜りますようお願いいたします。

次に、小山聖苑の設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正は、現施行規則に指定管理者に関する申請等の書類の様式などを追加いたしました。

最後に、指定管理者の応募方法や選定基準の決定、評価、審査などを行うため、斎場に関する有

識者などを委員とする小山聖苑指定管理者選定委員会設置要綱を制定いたしました。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(6) 下野市石橋地区燃やすごみの処理変更について

○関 良平議長 それではないので、次に(6)「下野市石橋地区燃やすごみの処理変更について」事務局から説明をお願いいたします。

水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 「下野市石橋地区燃やすごみの処理変更について」ご説明申し上げます。

28ページの資料6をご覧ください。

下野市石橋地区の燃やすごみについては、前回の議員説明会において、当組合から民間処理施設へ外部搬出し、その処理費用は下野市の分担金で行うことと説明しております。

しかし、壬生町の民間処理施設との協議の中で、事業系ごみの処理手数料の徴収が困難とのことから、事業系ごみを当組合の中央清掃センターで受け入れるとともに、徴収事務も行うことで、改めて協議を進めております。

また、受入量の増加に伴い、現在中央清掃センターで受け入れている下野市の委託ごみの一部を変更前の壬生町の民間処理施設へ搬入することで、中央清掃センターでは現在とほぼ同じ処理量となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(7) 生活排水処理基本計画の改定及び小山広域クリーンセンター施設整備

運営最適化計画の方針(案)について

○関 良平議長 それではないので、次に(7)「生活排水処理基本計画の改定及び小山広域クリーンセンター施設整備運営最適化計画の方針(案)について」事務局から説明をお願いいたします。

水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 「生活排水処理基本計画の改定及び小山広域クリーンセンター施設整備最適化計画の方針(案)について」ご説明申し上げます。

30ページの資料7をご覧ください。

はじめに、小山広域保健衛生組合生活排水処理基本計画の改定ですが、前回の議員説明会にお

いて説明させていただきました生活排水処理基本計画（案）について、11月10日から12月9日までパブリックコメントを実施いたしました。意見の提出はありませんでした。

次に、31ページをご覧ください。

小山広域クリーンセンター施設整備運営最適化計画方針（案）についてですが、小山広域クリーンセンターは稼働から18年が経過しており、将来的に処理量の減少が見込まれることから、施設の現状と生活排水処理基本計画及び個別施設計画を踏まえて、施設整備、施設運営のあり方を検討する必要があります。

また、個別施設計画において、令和8年度に第2期整備計画の検討を行い、令和11年度に大規模改修を施す計画となっております。この方針（案）は、その検討材料としてまとめたものです。

別紙で、詳細版と概要版がありますが、今回は概要版でご説明いたします。概要版をご覧ください。

第1章は、計画策定にあたっての基本的事項となります。目的は先ほど説明した内容になります。

現況及び課題ですが、生活排水処理計画からは、生活排水未処理世帯の解消としまして、生活排水処理率は令和3年度で約88%まで増加しております。生活排水処理率100%達成に向け、公共下水道等の整備区域は、公共下水道等への接続促進、未整備区域は合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの切替促進を図ります。

し尿・浄化槽汚泥の適正処理では、排水基準値を超過しないように適正処理を継続いたします。浄化槽汚泥の搬入割合が年々高くなっているため、適宜処理内容の見直しを行います。

小山広域クリーンセンターの維持管理では、処理施設の供用開始後18年が経過しており、処理機器等の老朽化が見られます。処理量の減少に伴う処理計画の見直しが必要となります。

次に、精密機能検査からはまず機械ですが、要対応としまして、2系循環液移送ポンプ2のドレン配管の欠落。1系凝集膜吸引ポンプ4の稼働時の異音。脱水汚泥移送装置から脱水ろ液又は洗浄水の液漏れが見られます。

次に、土木建築の要対応といたしましては、予備貯留槽などの一部水槽類の外壁面のひび割れ・液漏れ跡が見られます。電気については特に問題はありませんでした。

配管・弁についての要対応としては、汚泥貯留槽攪拌装置の安全弁の誤作動が見られます。

2ページをお開きください。

第2章将来予測となります。栃木県が作成している広域化・共同化計画では、県内の処理施設の経営戦略との整合性を図りながら、より効率的な事業展開が可能となるように段階的な処理施設の統廃合が計画されています。その計画では、下野市及び上三川町の農業集落排水処理施設を廃止し、流域下水道に接続することになっております。令和14年度までの処理施設の統廃合計画では、下野市は8から4施設にする計画で、汚泥発生量は1日あたり、7.6klから4.39klになる見込みです。上三川町は4から1施設にする計画で、汚泥発生量は1.10klから0.5klになる見込みです。

次に、施設規模になります。生活排水処理計画では、公共下水道の整備や将来人口の減少に伴い、全体的に計画処理量が減少する見込みです。さらに、農業集落排水処理施設の統廃合により、本施設での農業集落汚泥の計画処理量が減少するため、施設規模及び処理能力の見直しが必要となります。

3ページをお開きください。

表が2段になっておりますが、下の表を見ていただきたいと思っております。統廃合後になります。現処理能力は、生し尿 48 kl、浄化槽汚泥は 115 kl、農集排汚泥は 28 kl、合計 191 kl、生ごみは 1.4 t となっております。

それに対しまして、計画初年度令和 5 年度は、生し尿が 15.5 kl、浄化槽汚泥が 66.8 kl、農集排汚泥が 32.9 kl の合計 115.2 kl、生ごみは 0.9 t となります。

中間目標年度の令和 9 年度では、生し尿が 13.0 kl、浄化槽汚泥が 57.1 kl、農集排汚泥が 26.9 kl の合計 97 kl と見込んでおります。生ごみは 0.9 t です。

計画目標年度の最終年度令和 14 年度では、生し尿は 10.4 kl、浄化槽汚泥が 47.2 kl、農集排汚泥が 24.2 kl の合計 81.8 kl を見込んでいます。生ごみは変わらず 0.9 t です。

続きまして第 3 章施設整備方針です。まず、整備スケジュールですが、個別施設計画では、焼却施設の整備工事を考慮し、令和 6 年度に機能回復を目的とした軽度の補修と 8 年間の長期責任委託契約の延長を行う計画としております。令和 8 年度に第 2 期整備に向けた検討を行い、令和 11 年度から大規模改修工事に着工、延命化目標を令和 14 年度から令和 31 年度としております。なお、今後の検討によって大規模改修工事ではなく、新規施設の整備となる可能性もあります。

4ページをお開きください。

施設整備方針です。まず、処理方針の検討ですが、施設は建物自体に問題はなく、今後も利用可能なことから、施設利用を主として検討を進めます。また、新設の検討も含めます。

処理能力ですが、必要となる施設規模は 81.8 kl であるため、2 系統ある処理設備を 1 系統にすることが可能なことから、現在の施設規模 191 kl と、1 系統に縮小した施設規模 81.8 kl を比較検討いたします。

処理方式は、処理過程において特に問題が生じていないことから、現在と同じ処理フローといたします。資源化方式につきましても、堆肥は十分に需要もあるため、堆肥化を継続いたします。処理フローにつきましては、処理方式や資源化方式は変更しないため、処理フローに変更はありません。

施設運営ですが、契約形態が長期責任委託となるため、経年劣化及び運営での故障を明確に分担する必要があることから契約条項の見直し、大規模改修工事後はモニタリング項目を設けることが必要と思われれます。

最後に、比較検討結果になります。現施設規模を維持して再整備する大規模改修では、工事内容は主機器のみ更新、水槽は浚渫・防食を行い、制御盤は必要に応じ更新します。処理・資源化は現在と同じになります。これらに基づいて概算事業費は約 34 億円、15 年間の維持管理費は約

72 億円で、合計 106 億円となります。メリットとしまして、し尿等の発生量が予測通り減少しない場合にも対応可能となります。留意事項として、施設や設備の状況確認や修繕交換などが必要となります。

次に、処理設備を 1 系統にし、施設規模を縮小した場合、工事内容については大規模改修と同じになります。失礼しました。機器更新は稼動する主機器のみ更新になります。他は同じくなり、その他としまして必要に応じ、バイパス管の設置が必要となります。概算事業費は約 30 億円、維持管理費は 62 億円で、合計 92 億円を見込んでおります。メリットは、維持管理費が削減されます。留意事項としまして、不要な処理設備の取り扱い、公共下水道での接続促進による処理量の削減があります。

最後に、新設ですが、施設規模は縮小した 81.8 kℓで新設を検討いたします。概算事業費は約 59 億円、維持管理費が約 58 億円で、合計 117 億円となります。メリットとしまして、処理機器が一新し、改修より維持管理費が安価になります。留意事項としまして、建設用地が必要になります。

以上が、概要説明になります。

なお、この方針（案）は、より現実的で過剰な施設にならないための施設整備及び運営を計画するために比較したものであり、今後のし尿処理の実績や構成市町の生活排水処理基本計画の進捗等を踏まえて、第 2 期整備検討時に細部まで検討を重ね、適切な施設整備運営を行います。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(8)から(10)各施設の委託料改定について

○関 良平議長 それではないので、次に(8)から(10)「各施設の委託料改定について」事務局から説明をお願いいたします。

水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 「第 1 期エネルギー回収推進施設整備・運営事業(70 t 焼却施設)、生ごみ等リサイクル施設整備・運営事業(南部清掃センター)、マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業(リサイクルセンター)の委託料改定について」ご説明申し上げます。

32 ページからの資料 8 から 10 をご覧ください。

各施設の運営事業は長期契約となっており、毎年の物価変動に伴い、評価指標に±3%以上の変動があった場合は、翌年度の固定費及び変動費に反映させることが業務委託契約書に規定されております。来年度改定される内容について説明いたします。

初めに 70 t 焼却施設ですが、資料 8、32 ページの 1. 委託期間が平成 28 年 2 月となっておりますが、10 月の誤りですので修正をお願いいたします。

中段の（１）指標及び改定率をご覧ください。

固定費の燃料費の令和５年度改定率が1.3461、同じく電力費が1.1748、同じく人件費が1.0373、また、変動費の電力費も1.1748と3%以上上昇したため改定されます。

（２）固定費の見直しをご覧ください。

改定後の固定費は、燃料費が44万1,973円増の171万8,984円、電力費は198万2,285円増の1,332万2,593円、人件費は337万1,848円増の9,376万9,943円となり、税込価格合計は3億4,127万1,550円となります。

３３ページの（３）変動費の見直しをご覧ください。

アの原単価は、電力費がトン当たり51円増の347円に改定され、単価計は1,142円となります。イの税込変動費は、改定後の単価計に計画処理量18,600 t をかけた2,336万5,320円を見込んでおります。

次に南部清掃センターですが、資料９の３４ページ中段（１）指標及び改定率をご覧ください。

固定費の電気代の令和５年度改定率が1.1748と3%以上上昇したため改定されます。

（２）固定費の見直しをご覧ください。

改定後の固定費は、電気代が379万1,076円増の2,547万9,155円となり、税込価格合計は2億2,556万9,988円となります。

３５ページの（３）変動費の見直しをご覧ください。

アの原単価に変更はありませんが、イの税込変動費は計画処理量を減らしたため、変動費単価が税込み価格383万3,666円、その下運搬料単価は税込価格971万1,702円、その下剪定枝残渣単価は税込価格152万7,240円を、それぞれ見込んでおります。

次に、リサイクルセンターですが、資料１０の３７ページ中段（１）指標及び改定率をご覧ください。

固定費の電気料金の令和５年度改定率が1.1748、変動費の燃料費も1.1828と3%以上上昇したため改定されます。

（２）固定費の見直しをご覧ください。

改定後の固定費は、運転経費Aが240万6,277円増の1,617万2,167円となり、税込価格合計は３８ページ上段で2億8,677万1,750円となります。

（３）変動費の見直しをご覧ください。

アの原単価は、その他経費B燃料費がトン当たり28円増の182円に改定されます。イの税込変動費は、不燃ごみ・粗大ごみ処理系列が計画量を230 t 減の7,282 t と見込んだため、その他経費B燃料費は16万8,476円増の132万5,324円、その他経費Bプラント変動費は50万7,380円減の1,606万4,092円、また、ペットボトル処理系列は計画量に変更はなく、その他経費B燃料費は2万2,652円増の14万7,238円となり、税込価格合計は2,021万476円を見込んでおります。

３９ページの運搬料：変動費の見直しをご覧ください。

ウの原単価は、運搬経費B燃料費がトンあたり48円増の314円に改定されます。エの税込変動費は運搬先サンエコサーマルの運転経費B燃料費が14万4,000円増の94万2,000円、ペットボトルのキ

ャップ及びラベル運搬経費は計画量で0.1t減の5.7tと見込んだため、運転経費B運搬費は242円減の1万3,759円、運転経費B燃料費は247円増の1,789円となり、税込価格合計は2,208万902円を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 なければ、以上で執行部からの報告は、終了とさせていただきます。

◎その他

○関 良平議長 その他、議員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣言

○関 良平議長 なければ、以上で本日の議員説明会は終了といたします。

この後、休憩をとりまして、午後2時40分から、議会定例会を開催したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

午後2時27分 閉 会